

■令和2年7月豪雨関連

生活再建、住居に関する主な支援制度一覧【早見表】

被災区分		全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	お問合せ先
制度名		住家流出又は (浸水深判定基準) 床上1.8m以上の浸水 (住家損害割合) 50%以上	(浸水深判定基準) 床上1m以上1.8m未満の 浸水 (住家損害割合) 40%以上50%未満	(浸水深判定基準) 床上0.5m以上1m未満の 浸水 (住家損害割合) 30%以上40%未満	(浸水深判定基準) 床上0.5m未満の浸水 (住家損害割合) 20%以上30%未満	(浸水深判定基準) — (住家損害割合) 10%以上20%未満	(浸水深判定基準) 床下浸水 (住家損害割合) 10%未満	
給付	被災者生活再建支援金	基礎支援金			原則対象外	—	—	生活介護課 ☎33-8722
		100万円	50万円	—				
		加算支援金						
		建設・購入	200万円	100万円				
		補修	100万円	50万円				
		賃借	50万円	25万円				
		※「大規模半壊」・「半壊」の方でやむを得ない事由により 住宅を解体する場合は「全壊と同様の扱い」と なります。 ※ 単身世帯 の場合は、それぞれ 3/4相当額 となります。						
融資	災害復興住宅融資	建設： 5,500万円 （土地取得あり） 4,500万円 （土地取得なし） 購入： 5,500万円 ※「大規模半壊」又は「半壊」の場合、被災住宅の修理が不能 又は困難である旨を借入申込書に記入する必要があります。			—		住宅金融支援機構 （災害専用） ☎0120-086-353 9:00～17:00 ※災害復興住宅融 資（高齢者向け 返済特例）あり	
	生活福祉資金 （緊急小口資金）	一世帯につき1回限り 10万円以内 （一定の条件を満たす場合は、一世帯につき1回限り 20万円以内 ）					市社会福祉協議会 ☎62-8228	
住宅	令和2年7月豪雨宅地・私道 復旧支援事業	被災した宅地及び私道の復旧工事を行う被災者等に対して、費用の一部補助を行います。 <補助額> 【宅地復旧】対象工事費から50万円を控除した額に2/3を乗じた額（633.3万円上限） 【私道復旧】対象工事費から50万円を控除した額に1/2を乗じた額（475万円上限）					建設政策課 ☎33-4116	
	八代市すまいの安全確保支援事業	市内の災害リスクの低い場所への移転やピロティ化等の安全対策を行う被災者に対して、費用の一部補助を行います。 <補助額> 1件あたり300万円上限 ※坂本地区内は50万円上乗せの350万円上限						
	坂本町水災補償加入促進補助金	坂本町の対象地区に所在する住宅・事業所等で水災補償や家財保険の契約をされている方に対して、支払った保険料の一部を補助します。 <補助額> 住宅・事務所 1年間に支払った保険料の総額の2割 上限10,000円 家財 1年間に支払った保険料総額 上限 5,000円					復興整備課 ☎33-5128	
	合併処理浄化槽の補助	災害により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅（専用住宅、店舗付き住宅）を対象として、浄化槽の補助事業が拡充されます。 <補助額> 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 ※坂本町管内での個人住宅への設置又は更新の場合、 1人槽につき30,000円を加算 した額となります。					下水道総務課 ☎33-4147	
助成	自宅再建利子助成事業	被災された世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、県内で住まいを再建（新築、購入、補修）するために、金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成します。					住宅課 ☎33-4122	
	民間賃貸住宅入居助成事業	被災された世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、県内の民間賃貸住宅に入居する場合に必要な契約に伴う初期費用を助成します。 <助成金額> 一律200,000円（1世帯1回限り）						
	公営住宅入居助成事業	被災された世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、県内の公営住宅に入居する場合に必要な備品等の初期整備費用を助成します。 <助成金額> 一律100,000円（1世帯1回限り）					健康福祉政策課 ☎33-8722	
	転居費用助成事業	被災された世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等の仮の住まいから、恒久的な住まいとして、県内で住まいを再建（自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等）し、その住まいに転居するための費用を助成します。 <助成金額> 一律100,000円（1世帯1回限り）						

■災害に関連する証明書等の手数料免除について

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、証明書等の交付手数料が免除されます。

◆お問合せ先

所得証明書・資産証明書・納税証明書：市民税課☎33-4107

住民票の写し・印鑑登録証明書・マイナンバーカードの再交付：市民課☎33-4110

■確認検査手数料の減免について

災害により滅失又は破損した建築物について、その災害の発生した日から2年以内に建築・大規模改修・大規模模様替をする場合は、確認申請等の手数料を免除します。

※対象は、建築物を滅失又は破損した方

◆お問合せ先
建築指導課☎33-4750

■公共料金の免除について

ケーブルテレビ利用料や固定電話基本料金について、令和2年8月利用分以降も利用できない方は、申請（申告）により免除されます。申請（申告）がない場合は、利用料金が発生しますので、ご注意ください。

◆お問合せ先

ケーブルテレビ利用料について：デジタル推進課☎33-4103

固定電話基本料金について：西日本電信電話（株）

固定電話 局番なしの「116」

携帯電話 0800-2000-116